



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
 弁護士 中馬 康貴  
 (兵庫県弁護士会所属)



## 第129回 民事裁判手続のIT化と「法定審理期間訴訟手続」

### 1 現在も「紙ベース」の民事裁判手続

新型コロナ禍により急速にオンライン化が進む中、民事裁判手続は現在も「紙ベース」のままです。現行の民事訴訟法では、訴えを提起する際には訴状という紙媒体を裁判所に提出し、訴状が被告に郵送等により送達される必要がありますし、書面の提出も郵送かFAXにて行う必要があります。口頭弁論も当事者が裁判所に赴くのが原則です。

このような裁判手続は国際的にも後れを取っており、早急な対応が求められていました。

### 2 改正民事訴訟法の成立～「3つのe」～

そのような状況の中、本年5月18日に、民事裁判のIT化を実現する改正民事訴訟法が成立しました。具体的には「3つのe」を柱とし、訴状のオンライン提出制度を創設し、弁護士等の訴訟代理人が就く場合にはオンライン提出を義務化すること（e提出）や口頭弁論の「ウェブ会議」での実施を法律上明確に認めること（e法廷）、訴訟記録を電子化し、当事者が裁判所のサーバーにアクセスして判決等を閲覧・ダウンロードできるようにすること（e事件管理）を主な内容としています。

### 3 法定審理期間訴訟手続とは

(1) さて、今回の法改正で議論を呼んでいるのが「法定審理期間訴訟手続」です。

法定審理期間訴訟手続とは、原告と被告の双方が同意すれば6カ月以内に審理を終了させ、その後1カ月以内に判決を言い渡す手続です。現状、民事訴訟の審理期間が1年以上に及ぶケースも珍しくないため、本手続は判決（あるいは和解）までに時間がかかる通常訴訟のデメリットを緩和する機能を有しています。

(2) もっとも、審理期間が短くなるために十分な主張や立証ができない結果、当事者に不利益が生じるのではないかと懸念も示されています。

この懸念に対しては、改正法上、①双方当

事者の同意があつて初めて本手続に付されること、②当事者の一方が申し出れば通常訴訟の手続に戻せること、③消費者契約や個別労働関係についての紛争は本手続の対象外であること等の対応が取られています。

しかしながら、訴訟代理人が選任されていない本人訴訟が明確に本手続の適用除外とされているわけではありません。十分な制度の理解があるとは限らない本人が、相手方から本手続を進めたいとの申出があった場合に、本手続のメリット・デメリットを考慮して適切に対応できるかは疑問です。この点、法制審議会は、本人訴訟の場合は本手続に付さない旨説明していますが、本人訴訟に本手続が利用される懸念が完全に払拭されたわけではありません。

(3) このように、法定審理期間訴訟手続は、一見審理期間が短く早期解決が望める点で魅力的な制度にも思えますが、当事者に不利益が生じないか懸念が残ります。

また、本手続による審理を行ったとしても、容易に通常手続での審理に戻すことができ、手続としての安定性に欠けるため、本手続はあまり使われない、使いづらい制度となるように思います。

### 4 訴状等のオンライン提出に関する企業の対応

(1) 企業が原告となる場合

訴訟代理人を選任せず訴訟提起を行う場合には、従来の方式（紙ベースでの訴状提出）を選択することも可能です。証拠資料が紙として保管されているか、データで保管されているか等を考慮し、適宜使いやすい方法を選択するのが良いでしょう。

(2) 企業が被告となる場合

訴状等がオンラインで提出された場合、被告への訴状等の送達もオンラインで行われるのかというと、必ずしもそうではありません。所定の届け出を行わない限りは、紙媒体（訴状等のデータを紙媒体に出力したもの）が郵送されるため、この点は従前と変わりません。